

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部長
（ 公 印 省 略 ）

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について

このことについて、令和 7 年度税制改正において、19 歳以上 23 歳未満の者への特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合における取扱いが定められ、地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正されました。

つきましては、次のとおり通知しますので、組合員へ周知するとともに、適切に手続き願います。

記

1 改正内容

（ 1 ） 19 歳以上 23 歳未満の認定対象者（組合員の配偶者を除く。）の年間収入に係る認定要件が、130 万円未満から 150 万円未満に変更となります。

（ 2 ） 新旧対照表

認定基準		改正後 （令和 7 年 10 月 1 日以降）	改正前 （令和 7 年 9 月 30 日まで）
年 間 収 入 額	原則	年額 1 3 0 万円未満	年額 1 3 0 万円未満
	例外	年額 1 8 0 万円未満	年額 1 8 0 万円未満
		① 公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者 ② 60 歳以上の者	① 公的年金等のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者 ② 60 歳以上の者
		年額 1 5 0 万円未満 ① その年の 12 月 31 日時点の年齢が 19 歳以上 23 歳未満であって、被保険者の配偶者ではない者	

2 適用開始日

令和 7 年 1 0 月 1 日

3 留意事項

- (1) 適用開始日より前から改正後の認定要件に該当する者の「認定の要件を備えた日」は、適用開始日となります。

認定の時期は次のとおりとなります。

ア 届出が適用開始日から 30 日以内の場合

適用開始日から認定

イ 届出が適用開始日から 30 日を過ぎた場合

届出を受けた日（所属所長の受理年月日）から認定

- (2) 年間収入が 130 万円以上 150 万円未満で、その年の間に、19 歳になる者（翌年 1 月 1 日生まれの者まで）については、その年 1 月 1 日より収入要件が年額 150 万円になるため認定対象となり、その年の間に、23 歳になる者（翌年 1 月 1 日生まれの者まで）については、その年 1 月 1 日をもって収入要件が年額 130 万円になるため認定取消となります。

※民法上、誕生日の前日に年齢到達することとなりますので、ご注意ください。

	18歳 ▽ N-1年	19歳 ▽ N年	20歳 ▽ N+1年	21歳 ▽ N+2年	22歳 ▽ N+3年	23歳 ▽ N+4年
扶養認定	← 130万円未満 →	← 150万円未満 →	← 150万円未満 →	← 150万円未満 →	← 150万円未満 →	← 130万円未満 →

※19歳に到達する年をN年とします。

- (3) この改正は、認定対象者の年間収入の額に係る認定要件の取り扱いのみであり、扶養認定や扶養取消等の申告方法などの取り扱いについて変更はありません。
- (4) 新たに扶養手当の支給対象外となったが、この改正により引き続き共済組合の扶養要件を満たす場合は、認定替え（普通認定→特別認定）の手続きが必要となります。

資格認定係

TEL011-231-4111

内線 35-367～369